一・三		三十回
〇・九		二十回
〇・七		十回

第三章　保形ホース

（区分）

第十八条　保形ホースは、次の表のとおり区分する。

使用圧 ＼ 呼称	四十	三十	二十五	二十
二・〇	四十	三十	二十五	二十
一・六	四十	三十	二十五	二十
一・〇	四十	三十	二十五	二十
〇・七	四十	三十	二十五	二十

（ゴム及び合成樹脂の品質）

第十九条　保形ホースの内張り及び被覆に使用されているゴムは、第七条第一項各号の規定に適合するものでなければならない。

2　保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

（内張り）

第二十条　保形ホースの内張りは、第八条各号の規定に適合するものでなければならない。

（被覆及び塗装）

第二十一条　保形ホースの被覆及び塗装は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならない。

2　保形ホースの被覆は、第八条第二号の規定に適合するものでなければならない。

（長さ）

第二十二条　保形ホースの長さは、乾燥させた状態で十メートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。ただし、船舶の用に供されるものその他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

（質量）

第二十三条　保形ホースは、乾燥させた状態で、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる質量（単位　グラム毎メートル）以下のものでなければならない。ただし、ジャケットに被覆のあるものにあっては、使用上支障ないものであれば、この限りでない。

使用圧 ＼ 呼称	四十	三十	二十五	二十
二・〇	五百	四百	三百	二百六十
一・六	五百	四百	三百	二百六十
一・〇	四百五十	三百	二百五十	二百十
〇・七	四百五十	三百	二百五十	二百十

（耐圧試験）

第二十四条　保形ホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

使用圧 ＼ ホースの状態	まっすぐにした状態（単位　メガパスカル）	最小曲げ半径を内円の半径とする円形に曲げた状態（単位　メガパスカル）
二・〇	四・〇	四・〇
一・六	三・二	三・二
一・〇	二・〇	二・〇
〇・七	一・五	一・五

（破断試験）

第二十五条　保形ホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

（伸び）

第二十六条　保形ホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

（よじれ）

第二十七条　保形ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる角度（単位　度毎メートル）以下でなければならない。

使用圧 ＼ 呼称	四十	三十	二十五	二十
二・〇	二百	二百	二百	二百五十
一・六	百八十	百八十	二百	二百五十
一・〇	百二十	百六十	二百	二百五十
〇・七	百二十	百六十	二百	二百五十

（ゆがみ）

第二十八条　保形ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、六百五十ミリメートル以下のものでなければならない。

（耐摩耗性）

第二十九条　保形ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数の摩擦により漏水を生じてはならない。

使用圧	回数
二・〇	八十
一・六	五十
一・〇	二十
〇・七	十